

## 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部が改正されました

今回の改正は、平成25年8月に京都府福地山市で発生した花火大会会場で発生した火災を踏まえ、対象火気器具等（火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具）の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。主な改正内容は次のとおりです。

### 1 （対象火気器具等の取扱い基準）

火を使用する器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しにおいて対象火気器具等を使用する者に対して、消火器を準備した上で使用することを義務付けます。

（多数の者が集合する催し）

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つものを対象とします。なお、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は対象外とします。

例：不特定多数の者の来場が予測される運動会やPTAなどの学校行事、公園まつりや盆踊り大会、自治会で行うお祭り、神社の祭礼等の催しは対象とします。ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある催しは対象外とします。

対象火気器具等の例：プロパンガス・灯油・炭等の燃料や電気を使用するコンロ、発電機、ストーブなど



### 2 屋外催しに係る防火管理

祭礼、縁日、花火大会、展示会等の催しのうち大規模なものについては、会場に多数の人が集まり、混雑が生じることで、火災発生時の消火及び避難が困難となり、被害を拡大させるおそれがあります。特に多数の対象火気器具等を使用する催しにおいては、火災危険が高まり、重大な被害を招くおそれがあります。このため、こうした催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制を構築することを新たに義務付けます。

(1) 指定催しの指定について

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に重大な被害を与えるおそれがあると認められるものを「指定催し」として指定します。また、指定する場合は、主催者に意見等を聴いた上で書面により通知します。

**【消防長が定める要件】**

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日当たりの人出予想が概ね10万人以上である屋外催し
- (2) 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の屋外催しとして計画されている催し

※ 上記アとイの両方の要件を満たす屋外催しを対象とする。

(2) 屋外における催しの防火管理

「指定催し」を主催する者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、この計画に従って火災予防上必要な業務を行わせなければなりません。

また、この催しを開催する日の14日前までにこの計画を消防機関に提出すること。

※ 火災予防上必要な業務に関する計画

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、または危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火基準に関すること。
- (5) 火災が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) その他火災予防上必要な業務に関すること。

3 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項  
祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、  
火気器具等を使用する露店等を開設する場合は消防機関に届け出なければなら  
ない。

#### 4 罰則に関する事項

火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者に対し、罰則（3  
0万円以下の罰金）を科すこととなります。

なお、この罰則は、計画を提出しなかった個人に罰則を科すほか、主催す  
る法人、団体等にも罰則が科せられます。

#### 5 施行日

平成26年7月15日

詳しいことは、最寄りの消防署へお問い合わせ下さい

藤岡消防本部予防課	0274-22-2467
藤岡消防署	(代) 0274-22-1306
吉井消防署	027-387-5260
鬼石消防分署	0274-52-3505
奥多野消防分署	0274-57-2119
上野消防出張所	0274-59-2119